

葛生清掃センター

ごみ処理施設精密機能検査業務委託

仕 様 書

令和5年

佐 野 市

第1章 共通仕様書

1. 業務の目的

本業務は、佐野市（以下「本市」という。）が運営するごみ処理施設・葛生清掃センターについて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条」に基づく精密機能検査を行うことを目的とする。実施にあたってはごみ処理施設の機能を保全するために、施設の現況、運転管理実績等を調査し、その結果を踏まえ維持管理基準及び設計基準を比較・検討し、処理負荷ならびに処理機能の現況を把握するとともに、維持管理、設備・装置等それぞれについて総合評価を行い、今後の施設運営・整備に関する改善策及び整備方針についての検討を行うことを目的とする。

2. 業務の名称

葛生清掃センターごみ処理施設精密機能検査業務委託

3. 業務の場所及び対象施設

(1) 業務の場所

葛生清掃センター（佐野市あくど町3360番地）

(2) 対象施設

竣工：平成6年3月

処理能力：焼却処理79.5t/日（39.75t/24時間×2炉）

処理方式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

4. 業務の期間

契約日から令和6年3月25日まで

5. 業務の内容

- (1) 施設の概要調査
- (2) 運転及び維持管理実績調査
- (3) 処理機能状況調査
- (4) 設備、装置の状況調査
- (5) 今後の改善点等の指摘
- (6) 精密機能検査報告書の作成

6. 提出書類

受託者は、業務の着手、完了にあたって次の書類を本市に提出するものとする。

(1) 着手時

- ① 業務実施計画書
- ② 業務責任者選任通知書

③ その他必要なもの

(2) 完了時

- ① 業務完了報告書
- ② 精密機能検査報告書(20部)
- ③ その他必要なもの

7. 計画書の適用

受託者は、本業務を本委託仕様書に従い行うものとする。本委託仕様書に定めのない事項について本市が業務上必要と認めた場合、受託者は協議の上その業務を遂行しなければならない。

また、疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

8. 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容を、本市の許可なく他に流用または発表してはならない。本契約の解除、完了後においても同様とするものとする。

また、業務について中立性を厳守しなければならない。

9. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等をはじめ関連する法規等を遵守しなければならない。

10. 関係資料の貸与

受託者は、本業務の実施に必要な関係資料等を本市より貸与できるものとする。ただし、資料の貸与は指定の手続きによるものとし、業務実施後すみやかに返却するものとする。

11. 業務内容の変更

本市が必要と認めた場合は、業務内容の一部変更をさせることができるものとする。なお、変更については、別途協議のうえ決定するものとする。

12. 打合せ記録

受託者は、本業務の打合せ結果、会議など記録書を作成し、随時、本市へ提出するものとする。

13. 施設への立入り等

受託者は、本業務を遂行するために施設等に立入る場合は、本市の了解を得なければならない。

第2章 特記仕様書

本業務は、施設の実績をもとに各処理工程ごとに、ごみ量、灰量、ごみ質、灰質、排ガス等と維持管理基準ならびに仕様条件を比較し、処理負荷ならびに処理程度を検討し、あわせて施設の損傷などの状況を検査し、施設の適正な運営のための指針を得ることを目的とする。

1. 施設の概要調査

処理方法、処理工程（ごみ処理、ばいじん処理、排水処理）、設備・仕様の概略調査。

2. 運転及び維持管理実績調査

(1) 運転実績

搬入量、ごみ焼却量、ばいじん処理量、施設稼働日数、電力使用量、燃料使用量、用水量等の調査。

(2) 維持管理状況

運転管理体制、日常作業、保守・点検状況、安全管理状況、管理計測、補修・改造状況、補修改造費等の調査。

3. 処理機能状況調査

(1) 分析測定内容・項目

施設の処理機能の把握と基準値との適合性をみるために、ごみ質、熱しゃく減量、排ガス、排水、排ガス中のダイオキシン類、集じん灰等の重金属含有量・溶出量、ダイオキシン類、排水中重金属含有量等の本市測定の前年度データについて調査。

(2) 処理条件と処理効果の考察

各処理工程別（受入・供給工程、燃焼工程、排ガス処理工程、ばいじん処理工程、排水処理工程等）の処理効果から処理機能を把握し、設計基準と比較検討。

4. 設備、装置の状況調査

各設備・装置・機器類について検査し、補修、交換、改造等を必要とする箇所を指摘し示す。

点検箇所一覧表を作成し、劣化状況を判定・記載し、劣化箇所については、その写真を添付すること。なお、各設備・装置・機器類の調査においては、各分野の専門知識など経験豊富な人員を配置し、的確な指摘が出来るものとする。

(1) 土木・建築設備

各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を調査。

(2) 機械設備

各設備について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル、グリスの補給状況及び損耗等を調査。

(3) 耐火構造設備

炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等を調査。

(4) 電気計装設備

各設備について、腐食、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を調査。

(5) 配管・弁設備

各設備について、腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を調査。

5. 今後の改善点等の指摘

以上の調査及び検討の結果に基づき、施設の構造及び維持管理上の改善点を指摘する。